主 文 原決定を取消し本件を名古屋地方裁判所に差戻す。 理 由

抗告人の抗告の趣旨及び理由は別紙添付のとおりである。

故に原審が抗告人は労働契約の合意解除の無効を前提として雇傭関係の存続の確認と就労の権利の宣言を求める本申請に訴訟能力を欠くとの論旨に基き抗告人の本件申請を却下したのは失当である。この点に関する抗告論旨は理由がある。

件申請を却下したのは失当である。この点に関する抗告論旨は理由がある。 よつて原決定を取消し、事件を第一審裁判所に差戻すべきものとし民事訴訟法第 四一四条、第三八九条に従い主文のとおり決定する。

(裁判長判事 県宏 判事 越川純吉 判事 奥村義雄)